平成２７年（フ）第７２号
福岡県田川郡川崎町大字田原129番地　三井けやき台団地38号
破産者　柴山　秀人
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第３０５号
大分県別府市大字亀川967番地の10　四の湯アパート105号
破産者　横川　　永
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１８７号
大分市大字常行250番地の１（ナスカⅠ102)、開始決定時の住所大分市大字下徳丸429番地の２（エスポアールⅠ102）
破産者　穐田　幸子
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１０９５号
福岡市博多区元町２丁目４番17―101号
破産者　穴井　弥生
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７号
島根県大田市久手町波根西1833番地６
破産者　田中　　勉
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第４０８号
福岡市西区大字西浦1006番地
破産者　宗　　幸高
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０００号
福岡市博多区博多駅南５丁目21番７―1302号
破産者　小城　浩徳
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２０３号
福岡市西区野方１丁目10番27号、前住所福岡市西区下山門２丁目４番３―205号
破産者　東　健太郎
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２５１号
福岡市城南区七隈４丁目22番24号
破産者　杠　　和彦
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３１０号
福岡市博多区中呉服町２番23―808号、前住所長崎県佐世保市泉町１番20号
破産者　松尾　邦彦
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２１１号
静岡県浜松市東区天王町1172番地の８
破産者　久米　正孝
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
広島県福山市東町３丁目７番17号、開始決定時の住所岡山県倉敷市玉島中央町３丁目６番25号
破産者　清水　礼子
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１０７４号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ３丁目４番12号、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡宇美町宇美６丁目21番４号
破産者　奥田　哲也
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２６１号
神奈川県藤沢市亀井野825番地の２　エスカルゴ２、開始決定時の住所横浜市瀬谷区中屋敷２丁目７番地の11
破産者　中里　和秀
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６８号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目10番24号、開始決定時の住所愛知県岡崎市小呂町字ミタライ103番地４
破産者　穴見　康伸（旧姓盛田）
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
滋賀県蒲生郡日野町大字安部居872番地17
破産者　永縄　秀義
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第９７６号
広島市東区中山上２丁目17番３号、開始決定時の住所広島市佐伯区石内南１丁目14番１号２階社員寮
破産者　桑園　貴行
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部